総合計画とは?

総合計画とは、地域づくりの最も上位に位置づけられる行政計画であり、長期展望に立った計画的、 効率的な行政運営の指針を示すものです。

現在は、社会・経済情勢が目まぐるしく変化し、地方を取り巻く状況も今後一層厳しくなることが 予想されます。このような中で、少子高齢化問題、環境問題などの様々な問題を的確に捉え、住民と 行政協働型の総合計画策定が重要な課題となっています。

一般に、総合計画は基本構想・基本計画・実施計画の3本柱で構成され、基本構想については、1969(昭 和 44)年の地方自治法の改正によって議会の議決を経て策定することが義務づけられています。(地方 自治法第2条5項)

総合計画の構成

総合計画は、「基本構想(8カ年計画)」を頂点として、「基本計画(前期4カ年・後期4カ年計 画)」、「実施計画(2カ年計画・毎年度見直し)」によって構成され、「目的」と「手段」の関係 で体系的に結びつくことで、計画的な行政運営を実現することができます(下図参照)。

総合計画体系図 まちづくりの将来都市像と理念を掲 げ、都市目標と施策の大綱、期間内の基 基本構想 本方針を示したもの。 基本構想で掲げた将来都市像・都市目 標・理念などを実現するために、基本構 想を政策・施策・基本事業などに具体化 基本計画 したもの。 施スケジュールを策定したもの。 実施計画

基本計画に定められた施策を具体化 するための事務事業について優先度、緊 急度、熟度、財政状況を勘案し、その実

総合計画と新市建設計画との違い

新市建設計画とは、「市町村合併の特例に関する法律」に基づき、新市のまちづくりの基本方針を 示す計画で、「新市建設計画」は、合併前の平成 17年1月に南河内町・石橋町・国分寺町合併協議 会で策定されました。

一方、総合計画は、「地方自治法」に基づき、合併により誕生した「下野市」が、新たに策定する 計画です。

今回策定する総合計画は、新市建設計画を踏まえながら、新市の視点で策定することになります。

下野市総合計画の策定方針(概要)

1 基本的な考え方

- (1)「新市建設計画」との整合性を図る。
- (2) 少子・高齢化の進行など社会情勢・課題などに対応した計画とする。
- (3) 計画策定過程における市民参画のもと策定する。

2 構成及び計画期間

【構 成】

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」 【計画期間】

基本構想:H20~27 年度(8 年間、「新市建設

計画」の終期に合わせる。)

基本計画:H20~23年度(4年間、前期計画)

H24~27年度(4年間、後期計画)

実施計画:2年間のローリング方式

3 組織体制

(1) 庁内組織体制

総合計画策定委員会

(助役、収入役、教育長及び部長)

専門部会(部単位で設置)

(2) 庁外組織体制

総合計画審議会・・・市長の諮問機関 22 人(市議会議員、教育委員会委員、農業 委員会委員、学識経験者、市民からの公募) 総合計画懇話会・・・広く市民等から意見、提 言を求める。

24人(公募、学識経験者)

4 策定スケジュール

H18 年度:市民アンケート調査や事務事業の点

検などの基礎調査を実施し「基本構

想素案」を作成

H19年度:「基本構想素案」をもとに「基本計画」

を作成

下野市総合計画策定体制

